

いまみや小中一貫校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校のめざす「未来を創る地球人（ちきゅうびと）」の健全育成のために「いまみや小中一貫校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、次の5点をあげる。

- ① 教職員研修を定期的に実施し、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を学校全体で高める。
- ② 規律正しい態度で学校生活を送ることができるよう規範意識を育て、より良い仲間づくりを実践し、「いじめはいけない」という強い認識を持たせ、また、児童生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、教育相談・いじめに関するアンケートの実施、また、定期的な家庭訪問や懇談会等だけでなく、日常的に保護者・地域との連携を密にすることにより、正しく細かい情報を共有し、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ④ いじめの早期解決のために当該児童生徒の安全確保を最優先に、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤ いじめの事後指導を含め、常に全教職員や保護者、関係機関と情報を共有し、再発防止に努める。常に安全・安心な学校づくりを念頭に置く。

3. いじめの未然防止についての取り組み

【基本姿勢】

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 一人一人が輝き、楽しく、わかる指導法を工夫する。
- ② 指導力を高めるために、教員間の交流を活発にする。また、校内での研究授業も数多く実施し、研究討議会も充実させる。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会・生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 様々な学校行事で児童生徒が主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合えたり、心のつながりを感じられるようにする。
- ② 異学年交流に取り組み、互いを認め合う集団づくりを行う。
- ③ 体験学習等を通して、望ましい職業観や自他を理解する能力を育めるようキャリア教育を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 他者の心身を傷つける行為を絶対に許さない指導を全教職員で徹底し、いじめを許さない雰囲気を高める。
- ② 道徳の教科化にともない、計画的に道徳教育・人権教育を実施し、人権尊重や思いやりの心を育てる中で、自他共に認め合う意識を高める。
- ③ 性教育や防災教育などを通じて命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感させる。
- ④ 外部から講師を招き、正しい情報モラルを身につけ、インターネット上のトラブルやいじめをなくすようにする。

4. いじめの早期発見についての取り組み

【基本姿勢】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、積極的に認知する。

- ① 日々の観察が一番重要である。子どもの変化やSOSを瞬時に捉え、複数の教師の眼で問題の本質を精査し、組織的に対応できる指導体制づくりを進める。

- ② 相談申告機能の周知徹底と学習者用端末をいつでも持ち帰りやすい環境を整備する。
- ③ 年3回のいじめアンケートを実施し、いじめの未然防止・早期発見に役立てる。
- ④ 必要に応じてスクールカウンセラー等とも連携をとり、的確な組織的な対応ができるよう努める。

5. いじめの早期解決についての取り組み

【基本姿勢】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 正確な実態把握：複数の教職員が当事者双方や周りの児童生徒等から個々に聞き取り、正確に記録する。また、その情報を教職員間で共有し、正確な実態を把握する。
- ② 指導体制、指導方針の決定：教職員全体で共通理解を図り、指導の狙いを明確にする。方針に従って教職員は役割分担し、指導に当たる。教育委員会、関係期間等とも密接に連絡調整する。
- ③ 児童への指導・支援：被害児童生徒の安全を最優先で確保し、心配や不安を取り除く。加害の児童生徒に対しては相手の苦しみや痛みに気づかせる指導を行い、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。また、周囲の児童生徒に対しても状況に応じた指導が必要である。
- ④ 保護者との連携：いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。また、学校として、保護者と協力しながら指導できるよう努める。
- ⑤ いじめ対応後の指導：被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒に対する継続的な指導と支援を行う。子ども相談センターと連携して、心のケアを図る。教職員全体で事案を振り返り、同じ事案が発生しないよう研修する。指導記録を整備し、保管する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①-1 申いじめ防止対策委員会（週に1回 主任会として開催）

＜構成＞ 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター

※事案に応じて、担任、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等も加える。

①-2 ①いじめ防止対策委員会（月に1回 スクリーニング会議として開催）

＜構成＞ ①全教職員

＜役割＞ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、

共有を行う。

いじめの疑いにかかる情報があった場合には緊急職員会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

※①-1、①-2とも委員長は校長とし、資料を5年間保存する。

② 生活指導部会（月1回開催）

＜構成＞生活指導部長、生徒指導主事、各学年生活指導部所属教員

※事案に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー等も加える。

＜役割＞学校基本方針に基づく具体的な指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。各学年の児童生徒の様子等を情報共有し、具体的対応の方針を決定する。

心身の豊かな成長のため、充実した学校行事の設定等を行う。教育相談やいじめに関するアンケートを実施する。校内研修会の開催に向けて資料等を準備する。

[年間計画]

【調査等】

①児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・3月）

②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年3回（4月・9月・1月）

③保護者対象学校教育アンケート調査 年1回

【研修会】

① 生活指導研修会（4月・7月・12月・3月）

②人権教育研修会（年1回）

（2）保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校ホームページ・学校新聞・学年だよりなどを通じて保護者や地域に向けて情報発信し、いじめを許さない学校づくりの啓発に努める。
- ②学校協議会（年3回開催）にて、学校や児童生徒の様子を地域と共有し、地域でも児童生徒一人一人を見守ってもらえるようにする。
- ③家庭訪問や学級懇談会等で日頃の児童生徒の様子等について報告し、情報共有を行う。
- ④地域ケア会議、学校警察連絡会議などの会議にて関係諸機関との連携を深める。

（3）取組内容の検証

「学校教育アンケート」（保護者対象）の結果や「運営に関する計画」において、PDCAサイクルの考え方を活用し、中間反省や最終反省などで学校全体としてチェック（検証）する。更に次のアクションを検討し、いじめの未然防止の推進、再発防止に努める。

7. 重大事案への対処

（1）重大事態の定義

- | |
|---|
| ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

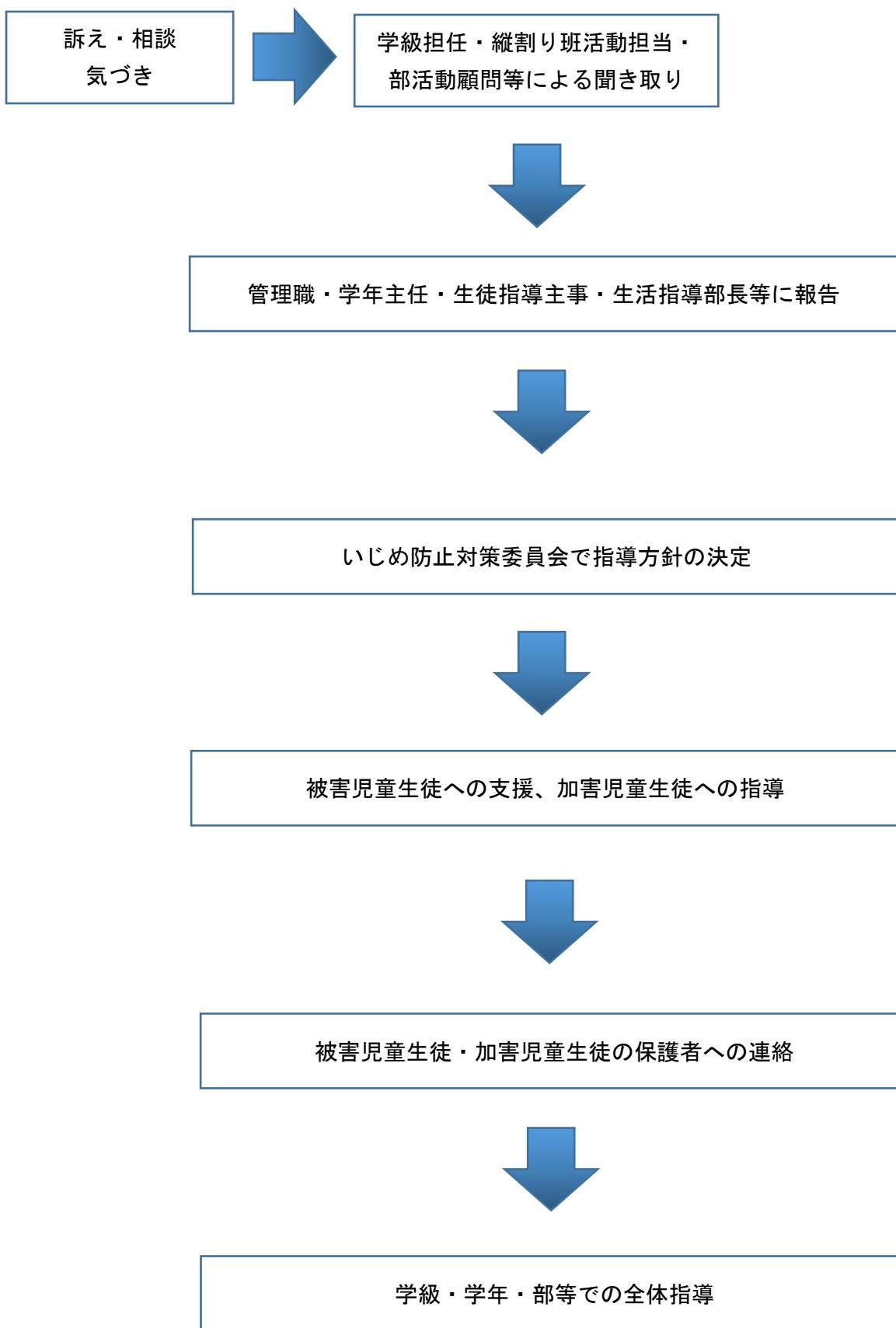
（いじめ防止対策推進法 第28条）

（2）重大事態への対処

- ① いじめ防止対策委員会を中心に関係児童生徒から聞き取り調査を行い、正しい情報の収集と記録、共有して学校としての対応策等の方針を出す。
- ② 管理職から教育委員会へ報告し、連携をとる。
- ③ 被害児童生徒の保護・心身のケアを優先する。必要に応じてスクールカウンセラーや外部有識者の協力を得る。
- ④ 被害児童生徒の保護者との連絡は、窓口を一本化し、明らかになった事実を的確に伝え、誠意ある対応を心がける。
- ⑤ 加害児童生徒等に自らの行為の責任を自覚させ、必要に応じ、別室指導や出席停止制度を活用し、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けることができるようとする。
- ⑥ 必要に応じ、関係諸機関（警察や子ども相談センター等）と連携をとり、適切に援助を求める。
- ⑦ 状況に応じ、集会等を開き、学校全体にいじめは絶対に許されない行為であり、

根絶しようという心を育てる。また、傍観の立場にあった児童生徒にも自らの問題として捉えさせる指導を行う。

※いじめ発見の際の流れ



いまみや小中一貫校 いじめ対応フロー図

教職員研修について =年に2回校内研修を実施する。

(スクールロイヤーを講師とした校内研修を1回以上開催する。)

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

早期発見のために =・日々の観察 ・いじめアンケートの実施 (学期に1回以上=年に3回以上)

・教育相談の実施 (学期に1回以上=年に3回以上) ・SCによるカウンセリング

・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

- 全教職員**
- ・いじめと疑われる行為を発見した
 - ・児童生徒から相談や訴えがあった
 - ・外部から通報があった
 - ・保護者から相談や訴えがあった
 - ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・副校長・教頭 ・いじめ防止対策委員会の開催

いじめ防止対策委員会 (校長が組織の長)

(校長・副校長・教頭・生徒指導主事
教務主任・保健主事・人権教育主担当
生活指導部長・養護教諭・担任
必要に応じて、SC・SSW)

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階よりSCによる心のケア

被害児童生徒

加害児童生徒

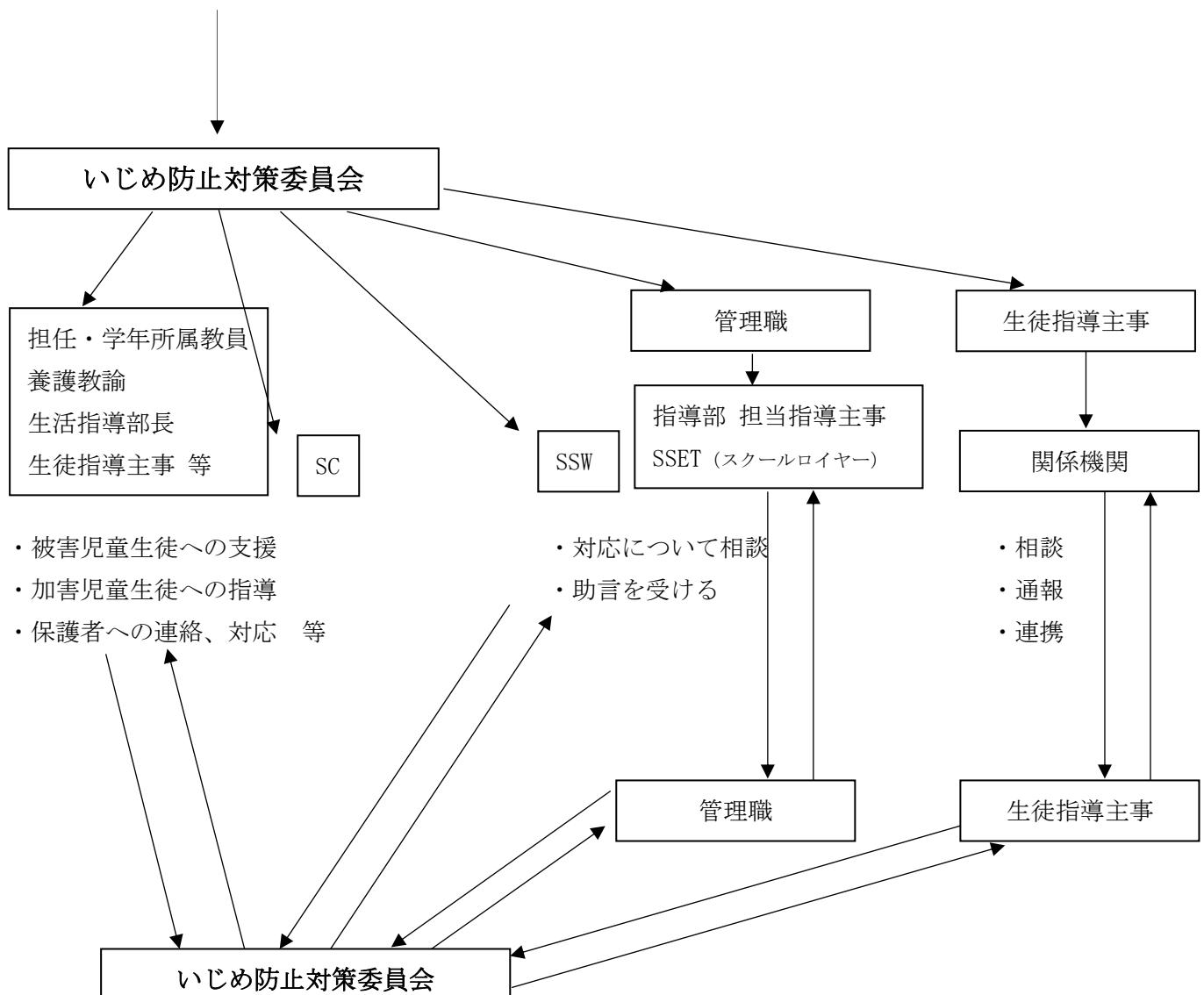
その他の児童生徒

- ・聞き取り方法 (どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか? 聞き取る内容は?)

担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等 ・児童生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- いじめ防止対策委員会**
- ・聞き取った情報の共有
 - ・更なる事実確認の必要性の有無
 - ・被害児童生徒への具体的な支援の方法 (どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
 - ・保護者への連絡について (どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
 - ・関係機関との連携について (連携の必要があるか? 連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
 - ・その他の児童生徒への働きかけの方法 (どの教職員が、どのように行うか?)



【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告
更なる対応の検討
- ・加害児童生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

全教職員

・日々の見守り

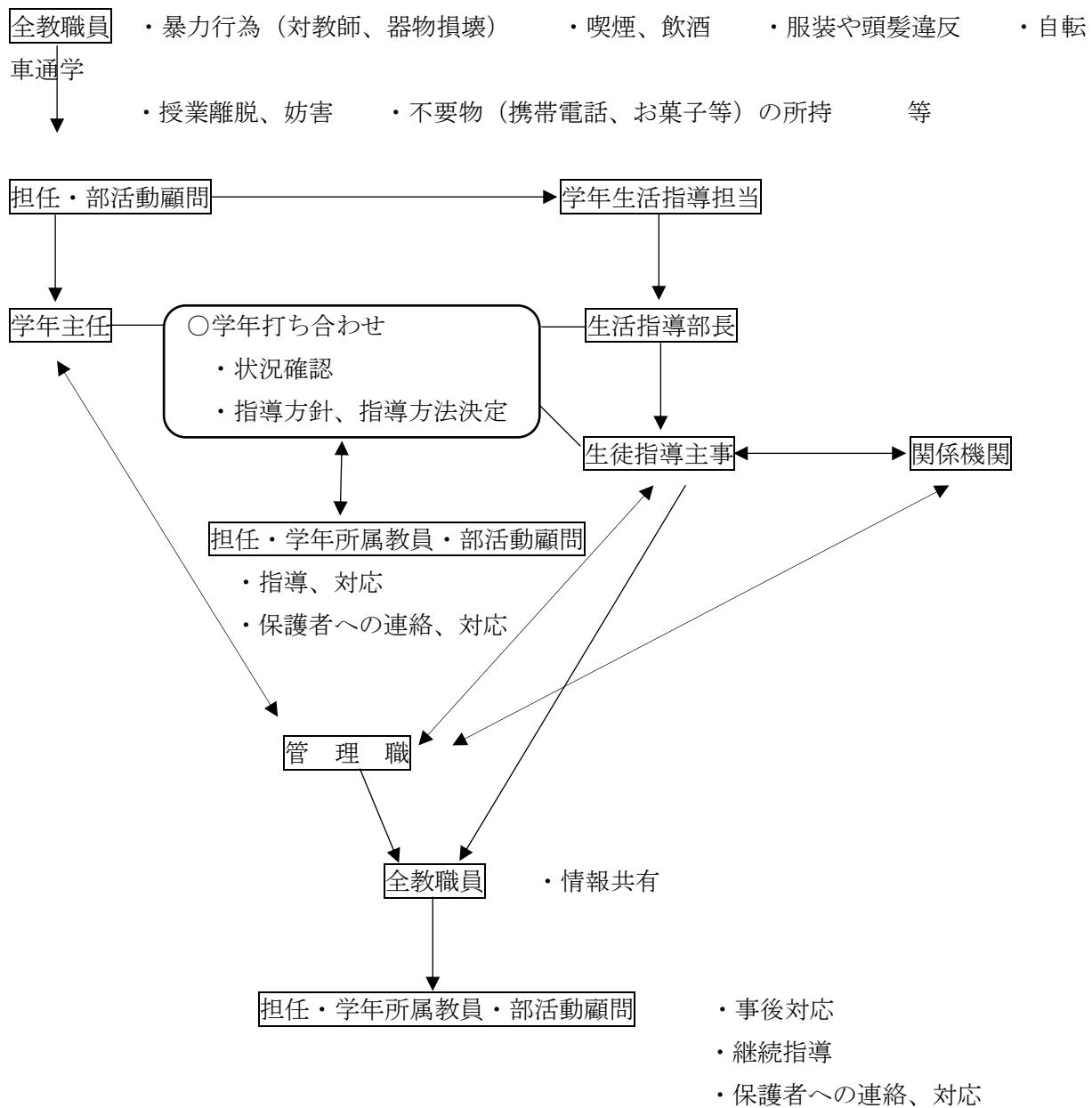
「被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。